

奈良春日野国際フォーラム管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十三号

奈良春日野国際フォーラム管理規則の一部を改正する規則

奈良春日野国際フォーラム管理規則（昭和六十三年十月奈良県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表音響設備の項中「コンパクトディスクプレーヤー」を「CD・MDデッキ」に、

マイク（A）	一個	七二〇円
マイク（B）	一個	六六〇円

を

有線マイク 一個 七二〇円 に改め、同

表映写設備の項中

一六mm映写機	一台	三、〇
スライド映写機	一台	一、七

を

スライド映写機	一台	一、七四〇
---------	----	-------

八〇円
四〇円

円 に、「ビデオプロジェクター」を「液晶プロジェクター」に、

映写用スクリーン
映写用スクリーン

ーン(大)	一式	一、四四〇円
ーン(小)	一式	八二〇円

を

「
映写用スクリーン

一式	一、四四〇円
----	--------

に、「オーバーヘッドプロジ

エクター用スクリーン」を「スクリーン」に改め、同表諸設備の項中

ピアノ	音響反射板
-----	-------

一台	八、二二〇円
一台	五、一四〇円

を

「
ピアノ

一台	八、二二〇円
----	--------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。